

この名称と内容を改めて掲載された「刑事裁判管轄権に関する合意事項」は、『法務省秘密実務資料』など日本政府省庁と最高裁判所の秘密資料だけに掲載されていた「刑事部会合意事項」と同じものです。

つまり「刑事部会合意事項」の要旨だけを掲載していたのを、新たに全文に差し替えたわけです。外務省はなぜ差し替えたのか。その理由を北米局日米地位協定室に電話で問い合わせましたが、回答はありませんでした。

この新しく掲載された「刑事裁判管轄権に関する合意事項」では、「第八項（施設又は区域の標示）」として、「刑事部会合意事項」の「第八項（施設又は区域の標示）」がそのまま掲載されています。「但し、その軍事的性質により、特定の施設又は区域は公表する一覧表の中に含まない」という部分も削除されずにあります。

しかし、長年にわたってこの部分は隠蔽されていたわけですから、密約にはかなりません。そして、最近その部分を公表したからといって、その内容が認められていいわけがありません。日本の領土・領海・領空を外国軍隊に提供するという国家主権に関わり、周辺住民にも大きな影響を与える問題で、提供する「施設・区域」を「軍事的性質」によっては公表しなくてもいい、つまり秘密基地を認めるということ自体が、そもそも不当なことなのですから。

■ 主権侵害をもたらす密約体系と日米合同委員会

これまで明らかにしてきた「裁判権放棄密約」、「身柄引き渡し密約」、「日本人武装警備員密約」、「航空管制委任密約」、「嘉手納ラプコン移管密約」、「航空管制・米軍機優先密約」、「民事裁判権密約」、「富士演習場・優先使用権密約」、「秘密基地密約」。これら日米地位協定の運用に関する密約群は、「安保法体系」の裏側から一体となって米軍優位を絶対化する「密約体系」だといえます。

そして、日米合同委員会の議事録や合意文書などが原則として非公開であるため、いったい密約がいくつあるのかもよくわかっていません。ほかにもまだいくつもの密約があり、「密約体系」はきつと大規模なものになっているはずで

ともかく、「占領管理法体系」の延長線上にある「安保法体系」と、それを裏側で支える日米合同委員会の「密約体系」により、「憲法体系」を無視して米軍の事実上の治外法権を保障する構造がつくられてきました。日米合同委員会はその構造をつくりだし、維持するための中心的な役割を果たしているのです。

国家の中枢である外務省、法務省、最高裁でつくられた三つの裏マニエール、『日米地位協定の考え方』、『法務省秘密実務資料』、『最高裁部外秘資料』が証明しているように、日米合同委員会を拠点にした外務官僚や法務官僚などが、米軍の特権を守るために地位協定の解釈を独占するかたちで、地位協定や関係法令の拡大解釈あるいは歪曲解釈をし、密約も交わしています。

信じてはいけない
密室の協議はこうして行われている
PART 6
285

「富士演習場優先使用権密約」のケースでも明らかなように、日米合同委員会のアメリカ側委員である軍人たちは、

「アメリカ統合参謀本部」→「米太平洋軍司令部」→「在日米軍司令部と在日米陸・海・空・海兵隊司令部」

という、軍部の指揮系統を通じた軍事的観点からの要求を突きつけてきます。

そして日米合同委員会では、その要求が優先されているのが実態です。その結果、米軍優位の合意が結ばれます。米軍上層部から見れば、日米合同委員会は日本における米軍の占領時代からの特権を維持するとともに、変化する時代状況に応じて軍事的観点から新たな特権を確保してゆくためのリモコン装置のようなものだともいえます。

また、そのような政治的装置が日本政府の中枢に埋め込まれていると言ってもいいでしょう。その埋め込みは、占領軍から駐留軍へと、安保条約・行政協定を結んで衣替えるに際し、「予備作業班＝日米合同委員会」を設置することで実行されていたのです。

つまり、米軍が日米合同委員会の密室協議の仕組みを利用して、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせるという一種の「権力構造」がつくられ、今日まで続いているのです。

こうした問題を通じて明らかになるのは、日米合同委員会が憲法の国民主権の原理からはずれ、「憲法体系」の枠外にある組織になってしまっているということです。

しかし、そもそも日米合同委員会の日本側メンバーである官僚たちは、代表の外務省北米局長をはじめ全員が、憲法第九九条により「憲法を尊重し擁護する義務を負う」とされている国家公務員

なのです。当然、「憲法体系」に従って職務を遂行しなければなりません。ところが、実態はそのあるべき姿とは正反対です。

たとえば、PART 2で詳述した「横田空域」や「岩国空域」での米軍による航空管制の問題を見てみましょう。航空法上も、航空法特例法上も何ら根拠となる条文がないにもかかわらず、日米合同委員会の「いわば実施細則」に過ぎない「航空交通管制に関する合意（＝「航空交通管制密約」）によって、米軍による航空管制を認めています。その結果、日本領空の航空交通管制権すなわち独立国としての空の主権が、米軍によって侵害されているのです。

また、「裁判権放棄密約」の存在も、刑事裁判権の行使という独立国としての主権の行使が制限を受けていることを意味します。

国民主権が通用しない領域が日本国内にあり、米軍の基地使用と軍事活動による人権侵害がまかり通っている現実があります。米軍の事実上の治外法権を政府が容認しているからです。これでは真の主権国家とはいえません。

■ 憲法の原理に反する密室での合意

日本国憲法は前文で、「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と定めています。そして、「自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務」を普遍的な法則だと強調しています。それなのに、日米合同委員会の日本側メンバーである官僚たちは、主権侵害

をもたらし、国家間の対等関係を損なう米軍の特権を認める合意を、主権者である国民の目の届かない密室で結んでいるのです。

憲法前文には、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」とあります。「国民の代表者」とは、「正当に選挙された国会における代表者」すなわち国会議員のことです。

その主権者の代表である国会議員から成り、憲法第四一条で「国権の最高機関」と定められた国会に対して、日米合同委員会の議事録も合意の全容も公開せず、秘密にしているのは、「国政は国民の厳粛な信託によるもの」という憲法の原理に反しています。

議事録や合意の全容が秘密にされているため、それらの合意が国民に存する主権や憲法で保障された基本的人権を侵害していないのかどうか、日本国の法令や日米地位協定に抵触する合意はないのかどうか、国会議員や国民・市民がチェックできないのです。それでは「厳粛な信託」のしようがありません。

■ 日米合同委員会の合意の全容は公開されなければならない

国民の信託による国政であるためには、合意の全容の情報公開が必要です。国民に存する主権や憲法で保障された基本的人権を侵害していないのかどうかを、国会議員や国民・市民がチェックできてはじめて、それが「国民の厳粛な信託」による国政なのかどうかを判断できるのです。もちろん

ん、主権や基本的人権を侵害する内容では、「国民の厳粛な信託」による国政にはなりません。

憲法第九八条では、

「憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」

と定められています。

日米合同委員会の「いわば実施細則」に過ぎない「航空交通管制に関する合意」に、航空法や航空法特例法を超える効力を持たせ、「日米両政府を拘束する」と拡大解釈して、米軍の特権を認める行為ひとつとつてみても、それはまさに国の最高法規である憲法に反する「国務に関するその他の行為」にあたり、本来なら「その効力を有しない」はずで

ところが、外務省機密文書『日米地位協定の考え方』では、

「地位協定の通常運用に関連する事項に関する合同委員会の決定（いわゆる『合同委員会の合意事項』）は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束するものと解される」

という解釈が示されています。そうした解釈は日米合同委員会でも日米双方で共有されているにちがひありません。そうでなければ、外務省機密文書にこのような解説が書かれるはずがないからです。

つまり、日米合同委員会の日米双方の代表が署名した合意事項、「いわば実施細則」にすぎない合意・決定が、国際協定並みに「日米両政府を拘束する」ほどの国際法上の法的効力を有すると「解される」仕組みが、国会や国民・市民の目の届かない日米合同委員会の密室で機能していると

異学な水能ぞ
国会の上にお
日米合同委員会

日米地位協定が日本国憲法の上にお
日米合同委員会

密室の協議はこうしておこなわれる
PART5

いう異常な事態が続いているのです。

しかし、そう「解される」と解釈しているのは、あくまでも日米合同委員会の外務官僚を中心とする官僚グループにすぎません。そのような解釈は国会でオープンに審議されたいと認めたものではないのです。

このように、日米合同委員会の日本側メンバーである官僚たちが、「憲法を尊重し擁護する義務」を果たしているとはいえず、「国民の厳粛な信託」による国政の条件も満たしているとはいえません。

また、憲法第一五条の規定「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」にも反して、米軍という外国軍隊への「奉仕」を優先させているのが実態といえます。これではどこの国の公務員かわかりません。「憲法体系」よりも「安保法体系」と「密約体系」に忠誠を誓っているとしか見えません。

その結果、この国で何が起きているでしょう。日米合同委員会の日本側メンバーである官僚たちは、「安保法体系」と「密約体系」と一体化するかのようになり、憲法による「法の支配」に服さず、「法の支配」の枠外に出てしまっています。つまり法治の外側に、法治国家の枠外に出て、国政に関する行為を不当にも続けているのです。それは立憲主義を空洞化させるものです。

そもそもPART 3で詳述したように、米軍の特権＝事実上の治外法権を認め、「憲法体系」を侵食し空洞化させる「安保法体系」をつくりだすことに大きな役割を果たした、その出発点から、日米合同委員会は憲法による「法の支配」に服さない存在、立憲主義に反する「憲法外機関」だつ

たといえます。

こんなことが長年にわたって放置されてきたのは大問題です。日米合同委員会は憲法の力が及ばない、アンタッチャブルな領域を国家の中核につくり出してしまったのです。それは立憲主義を侵食する闇の核心部ともいえます。

■かつては官僚機構のなかから、行政協定改定の声があがったこともあった

このように米軍の特権を保つ「政治的装置」となっている日米合同委員会ですが、その設置の根拠となっている行政協定（現地位協定）そのものを抜本的に見直し、米軍優位の不平等な関係を改めるべきだという声も、以前、日本の官僚機構の一部から上がったことも、実はありました。

一九六〇年の安保改定に向けた日米交渉に伴い、行政協定の不平等性の指摘と改定要望が、関係各省庁から、改定交渉にあたる外務省に寄せられていたのです。

その事実を私は、情報公開法にもとづき外務省に開示請求して得た当時の内部文書と、民主党政権時代の二〇一〇年に外務省外交史料館で秘密指定解除のうえ公開された内部文書から知りました。それらは、安保改定に伴い行政協定から地位協定に変わる際の、日米交渉に関連した文書です。

具体的な文書名は、

「極秘 行政協定調整に関し関係各省より提示された問題点」（一九五九年二月一九日付け）

「極秘 行政協定調整に関する実質的問題点」（同年二月二四日付け）